

平成30年 5 月 16日（水曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

平成30年5月16日(水曜日)

出席委員(6名)

委員長 前原吉宏君
副委員長 平吹俊雄君
委員 吉田眞悦君 鈴木宏通君
福田淑子君 千葉一男君

欠席委員(なし)

委員外議員 我妻 薫君
議長 大橋 昭太郎君

説明のため出席した者

町長部局

総務課長 佐々木 義則君
企画財政課長 佐野 仁君

議会事務局職員出席者

議会事務局長 吉田 泉君
事務局次長兼議事調査係長 高橋 美樹君

平成30年5月16日(水曜日) 午後1時23分 開会

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会5月会議について

- 1) 議案等について

行政報告 2 件

報告 6 件

議案 4 件（条例 2 件、補正予算 1 件、その他 1 件）

2) 会議の期間及び議事日程について

期間 5 月 1 8 日（金）1 日間

4 その他

5 閉 会

午後 1 時 2 3 分 開会

委員長（前原吉宏君） それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

当委員会、全員出席でありますので、委員会は成立しております。

また、委員会規則第27条の規定によりまして、委員外議員といたしまして副議長に出席をしていただいています。

早速、3、議長からの諮問、美里町議会5月会議についてということで、1)番、議案等について行政報告からお願いします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、4月1日より総務課長になりました、佐々木義則でございます。どうぞよろしく申し上げます。5月会議におきましても、よろしく御指導等、よろしく願いたいします。それでは、座って説明させていただきます。

それでは、初めに行政報告について御説明申し上げます。

行政報告につきましては2件ということで、まず1つ目が国連食糧農業機関世界農業遺産国際フォーラムについてでございます。

平成30年4月17日から4月22日まで、大崎地域世界農業遺産推進協議会副会長として、町長がイタリア・ローマにあります国連食糧農業機関本部で開催されました世界農業遺産国際フォーラムに出席してまいりましたので、その概要について報告をさせていただくものでございます。

それから、もう1点でございますが、工事協定の締結についてでございます。

陸羽東線小牛田・北浦間彫堂踏切拡幅工事に附帯する水路改修工事の工事協定の締結につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定が適用されない予定価格が5,000万円未満の工事協定のうち、予定価格が3,000万円以上の工事協定を締結いたしましたので、報告するものでございます。協定の状況につきましては、別紙資料ということで提出をさせていただいているところでございます。

行政報告については、以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。（「休憩お願いします」の声あり）

休憩をお願いします。

午後 1 時 2 6 分 休憩

午後 1 時 3 7 分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。（「委員長」の声あり）はい。

委員(吉田眞悦君) 行政報告並びに議案第4号に絡む今工事の1つの場所ということなので、ちょっと議案と行政報告と2つを1つにしてちょっとお願いしたいということで、確認をさせていただきます。

それでこの、まず最初の行政報告のほうにある30年度協定書の冒頭に書いてある、拡幅工事に附帯する水路改修工事の業務協定第6条、こちらは第6条。そして、議案第4号のほうは第5条に基づいてきたんですね。それで、それらについて、それぞれの水路改修工事及び踏切の拡幅工事のこの年次協定以外の、要するに基本協定という大もとのやつがあるのであれば、やはりそれらは皆さんに提示をすべきだろうというふうに思いますので、その点御協議方よろしくお願いしたいと思います。

委員長(前原吉宏君) 今吉田委員からありましたとおり、基本協定の扱いをどういうふうにするかということなんですけれども、皆様、どうしたらよろしいでしょうか。(「考え方があります」の声あり)千葉委員。

委員(千葉一男君) やっぱり、基本協定書をいただきたいなというふうに思います。それで、これはこの会議だけではなくて、議決を得ようとするときに、その人たちに配付していただいたほうがよろしいのではないかと、こういうふうに思います。

委員長(前原吉宏君) ほかにいかがですか。(「異議ありません」の声あり)よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは議決を伴うことですので、基本協定書の提出ということでもよろしいですか。(「委員長」の声あり)はい、どうぞ。

総務課長(佐々木義則君) 今、それではお話がありました基本協定書につきましては、追加資料といった形で提出をさせていただきたいと思います。提出につきましては、議会当日の朝でよろしいかどうかの確認をお願いいたします。

委員長(前原吉宏君) 今執行部のほうから当日の朝ということですが、よろしいですか、皆さん。(「委員長」の声あり)吉田委員。

委員(吉田眞悦君) 結局、水路改修工事と拡幅工事とそれぞれ別々ということなので、それぞれの行政報告用と、あと議案第4号用ということをお願いしたいと思います。

委員長(前原吉宏君) よろしいですか。(「わかりました」の声あり)

ほかにございますか。よろしいですか。

では、ないようですので、それでは次、報告第1号お願いします。

総務課長(佐々木義則君) それでは、報告第1号専決処分の報告について(専決第3号)(損

害賠償の額を定め和解することについて)について御説明申し上げます。

議案書につきましては1ページ、資料編につきましても1ページとなります。

町が借用していた車両を、平成30年2月9日午後3時30分から2月13日午前8時45分ごろまでの期間において、小牛田保育所敷地内の所定の駐車場に駐車していたところ、建物の屋根から雪の塊が落下したものと思われ、これによって借用していた車両の助手席側の屋根を破損し損害を与えたものでございます。

この事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上でございます。

委員長(前原吉宏君) ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。(「ちょっとね」の声あり)
千葉委員。

委員(千葉一男君) 全体にかかわる、まず最初にでは確認させていただきたいんですけども、この専決処分の基本となる、要するに180条第1項の文書なんですけれども、現在、沼津敬太郎議長の確認事項という文書があります。それから、吉田眞悦議長なんですけど、内容がこれは通知という、行政行為の位置づけなんですけれども、出てます。今現在メンバーも変わっているし、これは継続した効力があるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺についてわかりますでしょうか。

委員長(前原吉宏君) 180条第1項の扱いですね。

総務課長(佐々木義則君) 地方自治法の180条の1項につきましては、自治体の議会の権限に属する軽易な事項について、議決により指定したものについては地方自治体の長においてこれを専決処分することができるとなっております。今回のこの専決案件につきましては、28年3月の議会のほうでこの専決で定める案件を議決いただいた事項について、この平成28年3月23日付の美議第330号の通知という形でいただいておりますので、現在についてもこの内容に基づいて専決を行っているということになります。(「それはこの文書あります。委員長」の声あり)

委員長(前原吉宏君) はい。

委員(千葉一男君) 私今持っていますので、それはおっしゃるとおり。ただ、前のときは確認というふうに、通知では確認という表現ですけれども、沼津敬太郎議長のときのやつもある

わけです。18年だか合併したとき。その後出たのが吉田眞悦議長の28年3月23日付の書類が発行されているということで、ただし、現状平成30年になるんですけれども、多分これは、ここにはないけれども一応こういうふうなことでということで、通知ということのこの効力がずっと、とりあえず期限なく、改正があるまで続くんだよということでよろしいのかということをお願いしたい。

委員長（前原吉宏君） 確認です。

総務課長（佐々木義則君） 今お話のあったとおり、この案件について、改正に対する議決等がなければこのまま効力は継続すると、そのように理解しております。（「わかりました」の声あり）

委員長（前原吉宏君） よろしいですね。ほかにないでしょうか。

ないようですので、それでは次お願いしたいと思います。報告第2号、よろしく願います。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、報告第2号専決処分の報告について（専決第4号）について御説明申し上げます。美里町税条例の一部を改正する条例の内容となります。

議案書3ページ、説明資料については2ページからとなります。

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第127号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）が、平成30年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることになりました。

これらによって、個人住民税においては障害者等に対する非課税措置の対象要件となる前年の合計所得金額の基準の見直し、所得控除の基準、基礎控除額の見直し及び所得要件の新設などが行われました。

固定資産税においては、わがまち特例の対象となる水力発電や太陽光発電などの各種発電設備を出力規模によって細分化すること。また、土地の負担調整措置の期限を平成32年度まで3年間延長することなど、改正が行われました。

たばこ税においては、平成30年10月1日から平成33年10月1日までの3段階で引き上げること。さらには、加熱式たばこの紙巻きたばこの税率負担割合の見直しなどの改正が行われました。

こうした法律等の改正に伴い、本条例を改正する必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か。住民税、固定資産税、たばこ税、3本ですね。よろしいですか。副委員長。

副委員長（平吹俊雄君） 本議会のときには担当課が説明するんだよね、詳しくね。

総務課長（佐々木義則君） 今までの通例ですと報告案件ですので、町長の口述のみということ。（「ああ、そうなの」の声あり）

委員長（前原吉宏君） 報告ということですね。よろしいですか。

では、ないようですので、次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、報告第3号専決処分の報告について（専決第5号）について御説明を申し上げます。美里町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が平成30年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなりました。

改修実演芸術公演施設の減免の申告に係る規定の新設、土地の負担調整措置の期限を平成32年度までの3年間延長、法律改正に伴う運用条項の整備が主な内容でございます。

これに伴い、本条例を改正する必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

これについて何かございますか。よろしいですか。（「委員長」の声あり）吉田委員。

委員（吉田眞悦君） 報告だからだけれども、これ、もちろん上位法の改正によってということなだけれども、本町においてこれに、例えば障害者に対応した劇場とか音楽堂等の改修云々とかという関係について該当する施設というのは、（「というのは、ございません」の声あり）ないよね。上位法の関係上、そのようにひとまずね。（「に改正するということです」の声あり）

委員長（前原吉宏君） ほか、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ないようですので、それでは次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、報告第4号専決処分の報告について（専決第6号）

について御説明申し上げます。美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例になります。

地方税法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第125号)が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなりました。

国民健康保険税の課税限度額の改正及び軽減判定所得の算定における被保険者数に乗ずる金額の改正でございます。

これに伴い、本条例を改正する必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

以上でございます。

委員長(前原吉宏君) ありがとうございます。

報告第4号について、何かございますか。よろしいですね。(「はい」の声あり)

ないようですので、次お願いします。

総務課長(佐々木義則君) 続きまして、報告第5号専決処分の報告について(専決第7号)(権利の放棄について)御説明申し上げます。

美里町立南郷病院診療報酬一部負担金等の未収金のうち1件、未収金総額8,010円につきまして、地方自治法施行令第171条の5の規定により徴収停止としておりました。しかし、その後においても債務者は無資力に近い状態にあり、資力の回復が困難で弁済できる見込みがないと認められることから、美里町債権管理条例第21条第1項の規定により権利を放棄することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上でございます。

委員長(前原吉宏君) ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。(「いいですか」の声あり)千葉委員。

委員(千葉一男君) 調べるくらいにわからないんですけども、権利放棄の専決処分の対象にするときの根拠が、ちょっと金額。それで、そこを教えてください。

総務課長(佐々木義則君) 権利の放棄につきましては、地方自治法の96条の第1項第10号で権利を放棄することについては議会の議決を経るというふうになっているところでございますが、こちらにつきましても先ほどの地方自治法180条第1項の規定による町長専決処分事項の指定についての通知の中で、この中の4つ目の項目の地方自治法第96条第1項第10号に該当する事件のうち、次の事項についての権利の放棄というところの(4)番、美里町債権管理条例第

13条第1項の規定により、以後この保全及び取り立てをしないこととした債権等について、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においてもなお債務が無資力またはそれに近い状態であり、資力の回復が困難で弁済することができる見込みがないと認められるときという項目がございまして、これに基づいて今回専決処分をさせていただいたということでございます。

委員長(前原吉宏君) よろしいですか。(「はい」の声あり)ありがとうございます。ほかに、よろしいですか。

ですので、報告第6号お願いします。

総務課長(佐々木義則君) 続きまして、報告第6号専決処分の報告について(専決第1号)について御説明申し上げます。

済みません、ページ言いませんでした。議案書32ページ、それから、資料編については61ページとなります。

損害賠償の額を定め、和解することについての内容となります。

平成29年12月27日午後1時20分ごろ、美里町字桜木町166番地1付近の町道交差点において、子ども家庭課業務員の運転する公用自動車と相手方の運転する自動車が衝突し、双方の車両を損傷したものであります。この事故の報告を受けた後、直ちに現場で被害の状況を確認し、対応いたしました。

この事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

以上でございます。

委員長(前原吉宏君) ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。吉田委員。

委員(吉田眞悦君) ちょっと休憩してくれない。

委員長(前原吉宏君) 休憩します。

午後1時59分 休憩

午後2時04分 再開

委員長(前原吉宏君) それでは、再開します。

それでは、次に進んでよろしいですか。

それでは、次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、議案第1号美里町都市計画税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書34ページ、資料編につきましては62ページとなります。

都市計画税における地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の規定につきまして、美里町税条例に規定する固定資産税の課税標準の特例割合を準用してまいりましたが、美里町都市計画税条例に規定すべきであると判断したことから、所要の改定を行うものでございます。

詳細につきましては、当日税務課長のほうから御説明を申し上げます。

以上、税条例の改正の内容となります。よろしく願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

第1号ですね、これについて何かありますか。よろしいですか。

ないようですので、では次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第2号美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書36ページ、資料編では70ページとなります。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号）が平成30年3月30日に公布され、平成30年4月1日から施行されました。

放課後児童支援員の資格要件が改められたことから、所要の改定を行うものでございます。

詳細につきましては子ども家庭課長から御説明を申し上げることとしております。

以上が議案第2号の提案の内容となります。よろしく願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。

ないようですので、それでは次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、議案第3号平成30年度美里町一般会計補正予算（第1号）につきましては、企画財政課長から御説明申し上げます。

企画財政課長（佐野 仁君） 4月から企画財政課長となりました、佐野 仁といたします。よろしく御指導のほうお願いしたいと思います。

私のほうからは、議案第3号平成30年度美里町一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げたいと思います。（「座っていいよ」の声あり）座って、済みません。

議案書につきましては38ページ、資料編につきましては72ページをお開きいただきたいと思います

います。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ309万6,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億114万9,000円といたしております。

補正予算の細部につきましては、議案書の事項別明細書に基づきまして説明させていただきます。

初めに、歳出について申し上げます。議案書47ページ、48ページをお開きください。

2款総務費に309万6,000円を追加いたしました。

1項総務管理費のまちづくり推進費に、非常用放送設備改修工事請負費129万6,000円、コミュニティ活動助成金180万円、それぞれ追加いたしました。非常用放送設備改修工事請負費につきましては、本年3月に実施した業者保守点検で農村環境改善センターに設置しております非常用放送設備の自動点検機能に不良箇所が発見されたため、改修を行うものであります。

コミュニティ活動助成金につきましては、牛飼1区自治体が実施するコミュニティ活動のための備品整備に対しまして、自治総合センターコミュニティ助成金を財源に町が助成を行うものであります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。1ページ前の議案書45ページ、46ページをお開きください。

17款繰入金に4,000円追加いたしました。

2項基金繰入金の財政調整基金繰入金に4,000円追加しております。

19款諸収入に309万2,000円追加いたしました。

4項雑入の雑入に自治総合センターコミュニティ助成金180万円、損害賠償金129万2,000円、それぞれ追加いたしました。損害賠償金につきましては、議案書32ページで報告いたしました、報告第6号の専決処分の報告をした際の物損事故の相手からの損害賠償金であります。

以上が今回の補正予算の概要であります。よろしく願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。

ないようですので、次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） では、議案第4号工事協定の締結について御説明申し上げます。

陸羽東線小牛田・北浦間彫堂踏切拡幅工事についてでございます。

議案書については49ページ、資料については73ページとなります。

これら拡幅工事につきまして別紙資料のとおり工事協定を締結するため、地方自治法96条第

1 項第 5 号及び美里町議会の議決に付すべき契約及び財産取得または処分に関する条例第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、当日建設課長から御説明を申し上げます。よろしく御審議のほうお願いいたします。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

これについて何か。よろしいですか。吉田委員、いいですか。

委員（吉田眞悦君） また休憩してもらうかな。

委員長（前原吉宏君） では、休憩しますか。（「休憩」の声あり）休憩します。

午後 2 時 1 3 分 休憩

午後 2 時 1 4 分 再開

委員長（前原吉宏君） では、再開します。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。

以上で議案等の説明は終わりましたが、全体を通して何かございますでしょうか。

ないようですので、それでは執行部の皆さん、大変御苦労さまでした。ありがとうございます。（「ありがとうございました」「よろしくお願いします」の声あり）

休憩しますか。それでは休憩します。再開は午後 2 時 25 分。

午後 2 時 1 5 分 休憩

午後 2 時 2 3 分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは、再開します。

ただいまより、会議の期間及び議事日程についてに入ります。

会議の期間につきましては、5 月 18 日金曜日の 1 日間としております。

議事日程につきましては別紙のとおりですが、事務局長のほうから議会の流れについて補足説明をしていただきます。

事務局長（吉田 泉君） 補足の説明をさせていただきます。

今回の 5 月会議はお手元の議事日程に従いまして進めさせていただき予定となっておりますが、5 月会議ということで今回町長のほうから申し入れがございまして、5 月会議において 4 月 1 日の今回職員の人事異動が多かったということもございまして、5 月会議で 4 月 1 日の

職員の異動についてのほう、職員紹介ですか、をまずさせていただきたいと。また、今回それにあわせまして副町長、農業委員会の会長、あと選挙管理委員会の委員長のほうから就任の挨拶の申し入れがございましたので、5月会議なんですが、出席員といたしましては定例会議と同様、出席者がほぼ全員に近い形で5月会議が行われる予定となっておりますので、議長の諸般の報告の後に副町長、農業委員会の会長、その後に選挙管理委員会の委員長の就任の挨拶をいただきまして、その後に4月1日付職員の異動になった方の紹介のほうをさせていただく予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

事務局長から説明いただきました。何かありますか。よろしいですか。

それでは次に4、その他になりますが、何かございますでしょうか。事務局のほうは。

事務局長（吉田 泉君） 事務局のほうはございません。

委員長（前原吉宏君） それでは私のほうから、毎年行っています所管事務調査についてなんですけれども、どのように考えたらいいか、皆さん、お諮りしたいと思います。どのようにしたらよろしいでしょうか。（「議運のでしょ」の声あり）議運の。（「議運のね」の声あり）議運です。議運の所管事務調査。（「ここでは議運以外のことはない。まだまだ先だよ」の声あり）よろしいですか。

一応考えていただくということで、皆さんよろしいですか、日程とか。

議長（大橋昭太郎君） 今までよく言われたのは、早い時期にやって、それを議会に反映させたらいいのではないかという言われ方をしてきたんですよ。そうすると、その年が終わった、終わりがけにやるよりは早くやったほうがいいのではないかというような意見も今まで出ていたところです。

委員長（前原吉宏君） 議長から今、早く行ってそれを議会に反映させる方法でという言われ方もしていたそうですが、いかがでしょうか。（「やっぱり常任委員会あるからな」「もし委員長からのオファーがありましたら」の声あり）ちょっと休憩って感じですかね。休憩します。

午後2時27分 休憩

午後2時52分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは、再開します。

その他の中で、議運の所管事務調査についてどのようにしたらいいかということで今ちょっ

ともんだんですけれども、日程的な部分で7月30日の月曜日から8月3日の金曜日までですか、それまでの週の日程を、まず日程として押さえると。目的といたしましては、6月の議運の時期までに皆さんで考えてきていただきたいということによろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、ほかになければ、これで議会運営委員会を閉会したいと思います。

閉会の挨拶を副委員長、よろしくお願いします。

副委員長（平吹俊雄君） きょうは暑い中、大変御苦労さまでございました。横埜の温度計では30度を示していたということで、5月の30度、大変喜ばしいことではございますが、ただはね返りがまだくる、いきなり寒くなるから、これが心配しているところです。

ところで、先日10日の日、不動堂小学校の5年生が、前にも学習田を実施していたものから、たまたま休んで、ことしからまた学習田を体験したという。大変その日は寒くて、子供たちがもうぶるぶる震えているくらいの寒さでしたが、ただ今週ですか、運動会があると。絶対に運動会休むなよということで先生からハッパかけてもらいましたが、でも今聞くと元気に通っているということでございますので、運動会は元気よくできるのではないかなと思っております。

そういうことで寒暖の差が大きいですので、体調には十二分に注意していただきたいと思えます。

きょうは大変御苦労さまでございました。

午後2時54分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長高橋美樹が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成30年5月16日

委員長